

新規申請用

募集期間：令和8年4月15日(水)～令和8年5月21日(木)

奨学金を希望する皆さんへ

しゅうがくしょうれいきん たいよせいど
令和8年度 和歌山県修学奨励金貸与制度

しょうがくきん ぼしゅうようこう
『奨学金』 募集要項



無利子
貸与

和歌山県では、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）に在学している方を対象に、奨学金の貸与者を募集します。

修学奨励金（奨学金）貸与制度

本制度は、経済的理由により、高等学校等での修学が困難な方に対し、その修学に要する経費の一部を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的とします。（貸与を受けた生徒のことを、以下、「奨学生」と表記します。）

また、奨学金の貸与を希望するにあたって次のことを理解してください。

- ① 奨学金は奨学生及びその連帯保証人が責任を持って返還しなければなりません。
- ② 返還された奨学金は次の奨学金の貸与資金となり、次代の奨学生を支えます。
- ③ 奨学金の貸与を希望するにあたっては、本要項を十分理解し、保護者の方とよく相談の上申請してください。

奨学生になったときは、奨学生としての自覚を持つとともに、高校生にふさわしい生活態度で学業に励んでください。

和歌山県教育委員会

貸与について

1 はじめに

- 和歌山県修学奨励金わかやまけんしゅうがくしょうれいきんは、経済的理由で修学を諦めることのないよう、奨学金を貸与することを目的としています。
- 借りた奨学金は、奨学生・連帯保証人が責任をもって返還しなければなりません。本要項により制度を十分理解し、保護者等とよく相談した上で申請を行ってください。

2 貸与対象者

次のすべてに該当する者とします。

- (1) 高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）に在学していること。
- (2) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有していること。
- (3) 世帯全員の年間収入額（税込）が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。（下表及び15～18頁参照）
- (4) 次に掲げる学資金等の貸与を受けていないこと。
 - ① 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金
 - ② 母子父子寡婦福祉資金の修学資金
 - ③ 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金
 - ④ 生活福祉資金貸付金の教育支援費

※いずれも月額貸与

※4人世帯の場合（参考例）

世帯主が住所を有する市町村	年間世帯収入額(税込)の上限
和歌山市	540万円
海南市 紀美野町 岩出市	500万円
橋本市 高野町	
有田市 湯浅町 御坊市 美浜町	
田辺市 白浜町	
新宮市 那智勝浦町 太地町 串本町	480万円
上記以外の市町村	

- 上記金額はあくまで目安です。世帯の人数、事情等により増減します。
- 給与収入者の年間収入額は、源泉徴収票等の支払金額等（税込）となり、給与収入者以外の場合は、確定申告書等の所得金額を10頁の《収入年額計算表》で算出した金額となります。

3 貸与額（月額）

	国公立	私立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

いずれも無利子貸与

4 貸与期間

- 貸与期間は、貸与を受ける者が在学する高等学校等の標準の修業年限となります。
- ※令和9年度以降も貸与を受けたい場合、年度毎に、継続して貸与を受けるための申請（継続申請）が必要です。
- なお、継続申請の審査の結果、貸与基準額等の貸与要件を満たさなくなった場合は、貸与を打ち切ります。

5 申請期間（締め切り厳守）

令和8年4月15日(水)～令和8年5月21日(木)

6 申請方法

必要書類（5頁参照）を募集期間内に以下へ提出してください。

- 和歌山県内の高等学校等 } に在学している場合…当該学校の奨学金事務担当者へ
和歌山県外協力校※
- 上記以外の高等学校等に在学している場合…当該学校の奨学金事務担当者として提出方法等についてご相談の上、郵送または持参にて和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班まで

※智辯学園高等学校（奈良県）、奈良県立十津川高等学校、近畿大学工業高等専門学校（三重県）

7 貸与の決定から振込まで

和歌山県教育委員会では貸与基準等に基づく審査の結果、適切であると認められるときは7月下旬以降（予定）に貸与の決定通知を行います。その際、「請求書」（様式）を併せて送付します。その後、必要事項を記入した「請求書」が教育委員会に提出されてから振込の手続きを行います。書類の不備等がある場合や提出がない場合は、振込が遅延となる可能性がありますのでご注意ください。

なお、当該書類の詳細については貸与の決定通知時にお知らせします。

1回目（4月～7月分）	2回目（8月～11月分）	3回目（12月～3月分）
7月下旬以降	11月末日	3月末日

※振込日時に関する通知は行っておりませんので、各自通帳で振込状況をご確認ください。

～お願い～

指定された振込口座の情報を以下にメモしていただきますようお願いいたします。

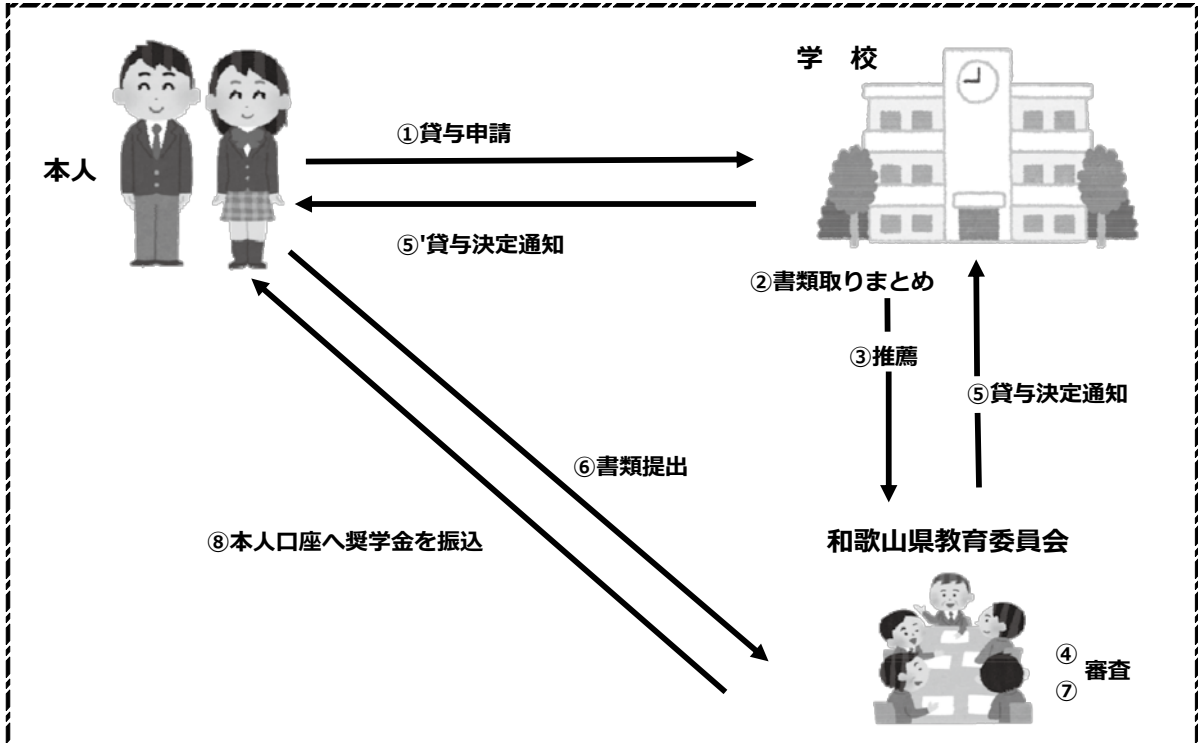
金融機関名	
支店名	
口座名義	
口座番号	

8 2回目以降の振込について

2回目以降の振込については、和歌山県教育委員会から在籍調査を行います。在籍状況を確認したうえで振込の手続きを行いますので、在籍調査についてご理解いただきますようお願いいたします。

また、住所変更や転学、通学方法の変更などがあった場合は、変更手続きが完了してからの振込となりますので、申請時点から変更が生じた場合は、在籍調査（県外の学校に通う方については生涯学習課）へご報告ください。

9 申請から貸与までの流れ（県外校の方は直接生涯学習課へ書類を提出ください。）



10 お問い合わせについて

生涯学習課や在籍調査へお問い合わせされる際は、他の奨学金との混同を防ぐため、修学奨励金（しゅうがくしょうれいきん）の申請に関するお問い合わせであることをお伝えください。

貸与中の変更手続きについて

申請時点から在学状況等の変更があった場合、以下のとおり速やかに届け出をお願いします。

- **県内の高等学校に在学中の方**
在学中の学校担当者へ変更の旨を伝え、届け出を行ってください。
- **県外の高等学校等に在学中の方**
生涯学習課へ変更の旨をご連絡ください。

貸与の停止・打切・取消

- 1 休学または停学等になったとき**
奨学金の貸与を一時的に停止することになりますので、直ちにその旨を届け出てください。
- 2 貸与対象者の要件を満たさなくなったとき/貸与を受けることを辞退するとき**
奨学金の貸与を終了（打切）することになりますので、直ちにその旨を届け出てください。
- 3 偽りその他不正な手段により奨学金の貸与を受けたことが判明したとき**
貸与を取り消します。直ちに貸与を受けた奨学金を一括で返還しなければなりません。

貸与額の変更

- 4 転校することになったとき**
学校変更等の手続きが必要となりますので、直ちにその旨を届け出てください。
- 5 通学方法（自宅/自宅外）を変更したとき**
貸与額変更等の手続きが必要となります、直ちにその旨を届け出てください。
- 6 課程（全日制・定時制・通信制）を変更することになったとき**
貸与期間変更等の手続きが必要となりますので、直ちにその旨を届け出てください。

その他の変更

- 7 氏名や住所、連絡先等を変更したとき**
登録情報を変更する必要がありますので、直ちにその旨を届け出てください。
- 8 連帯保証人を変更したいとき**
連帯保証人の変更手続きが必要となりますので、直ちにその旨を届け出てください。
- 9 奨学金の振込口座を変更したいとき**
登録口座変更の手続きが必要となりますので、直ちにその旨を届け出てください。

返還について

1 返還方法

卒業や打ち切り、または期間の満了により貸与が終了したときは、その月の翌月から6ヶ月経過した後、貸与を受けた者及びその連帯保証人が貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。

返還方法は、月賦または月賦・半年賦を併用した均等払い方式によりますが、一括して繰り上げて返還することもできます。なお、返還を怠ったときは年10.95%の延滞金が加算されますので、必ず納期限内に納入してください。

- (1) 返還期間 10年以内
- (2) 返還時期 毎月または毎月と1月・7月

2 返還猶予

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、申請することによって返還が猶予されることがあります。

- (1) 高等学校、大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）等に在学するとき
- (2) 外国で学校に在学または研究に従事するとき
- (3) 災害にあったとき
- (4) 傷病のとき
- (5) 生活保護を受けているとき
- (6) その他真にやむを得ない事由（例：妊娠・出産・育児、経済的困窮(市町村民税所得割非課税)等）によって返還が困難になったとき

3 返還期間の延長

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、申請することによって適用期間の月々の割賦金を2分の1に減額し、返還期間を延ばすことができます。

- (1) 失業中または求職中であるとき
- (2) 奨学生の直近の収入の年額、または奨学生の当該年度の収入見込額が、基準額以下であるとき
※基準額については、奨学生の居住地や世帯状況等により決定するため、詳細は生涯学習課にお問い合わせください。
- (3) その他真にやむを得ない事由により返還が著しく困難となったとき

4 返還免除

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、申請することによって返還が免除されることがあります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神または身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還できなくなったと認められるとき

【返還例】

(単位：円)

学校種別	貸与月額	借用期間	借用総額	返還方法	返還金額（月賦額）	回数	返還金額（半年賦額）	回数
公立学校 （自宅）	18,000	3年	648,000	月賦	5,400	120回		
				月賦・半年賦	5,000	60回	34,800	10回
公立学校 （自宅外）	23,000	3年	828,000	月賦	6,900	120回		
				月賦・半年賦	8,000	60回	34,800	10回
高等専門学校 国立（自宅）	18,000	5年	1,080,000	月賦	9,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	60回	48,000	10回
高等専門学校 国立（自宅外）	23,000	5年	1,380,000	月賦	11,500	120回		
				月賦・半年賦	15,000	60回	48,000	10回
私立学校 （自宅）	30,000	3年	1,080,000	月賦	9,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	60回	48,000	10回
私立学校 （自宅外）	35,000	3年	1,260,000	月賦	10,500	120回		
				月賦・半年賦	12,000	60回	54,000	10回
高等専門学校 私立（自宅）	30,000	5年	1,800,000	月賦	15,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	120回	30,000	20回
高等専門学校 私立（自宅外）	35,000	5年	2,100,000	月賦	17,500	120回		
				月賦・半年賦	10,000	120回	45,000	20回

貸与申請にかかる提出書類一覧

以下の①～⑫の書類（⑨・⑩・⑪・⑫は該当者のみ）を提出してください。

① 貸与申請書 …（9～11頁参照）

② 住民票（原本）（以下4点、すべてを満たしているもの）

- ・本人及び本人と生計を同一にする世帯全員のもの（「世帯全員」という記載があるもの）
- ・続柄が記載されているもの
- ・申請日の3か月以内に発行されたもの
- ・原則マイナンバーの記載がないもの

※ 次の③マイナンバーを確認できる書類として、住民票を使用する場合は、本人を含めた就学者及び乳幼児以外の方のマイナンバーを記載してください。

③ マイナンバーを確認できる書類…（詳細は6頁、記入例は13頁参照）

本人と生計を同一にする世帯全員のもの

※本人を含めた就学者及び乳幼児は提出不要です。

④ 確認書 …（12頁記入例参照）

奨学金の貸与を受けること及び返還することの意思確認をする書類です。2枚複写になっていますので、

1枚目（提出用）のみ提出し、2枚目（申請者控）は貸与が終了するまで大切に保管してください。

⑤ 確約書

独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金、生活福祉資金貸付金の教育支援費(いずれも月額貸与)の貸与を受けていないことを確約する書類です。

⑥ 口座登録申出書…（12頁記入例参照）

奨学金の振込口座を登録するための書類です。和歌山県の歳入取扱金融機関（12頁参照）の中から選択して申請者本人名義の口座を登録してください。

⑦ 振込口座の通帳の写し

「⑥口座登録申出書」に記入した口座の通帳またはキャッシュカードの写しを提出してください。通帳・キャッシュカードが無い口座の場合は、口座情報が分かる画面を印刷したものを提出してください。

⑧ 提出書類チェック表

チェック表により書類の最終確認をしたうえで提出をお願いします。

—以下の書類は、該当者のみ提出をお願いします—

⑨ DV・虐待等被害者に係る不開示申出書

過去にDV・虐待等の被害を受けた又はDV・虐待の被害を受けるおそれがあり、避難されている場合に提出してください。

⑩ 障害者手帳等(障害年金の場合は、受給のわかる年金証書)の写し

障害のある方が同一生計の世帯にいる場合に提出してください。

⑪ 住居の賃貸契約書の写し

保護者等の住居が賃貸の（家賃を支払っている）場合に提出してください（下宿の家賃や寮費等は除く）。

賃貸契約書等で家賃（共益費や駐車場代等を除く）の支払金額、契約者、建物の所在地、契約期間（令和7年1月～令和7年12月を含む期間）が確認できるもの。

※ 賃貸契約書の写しを提出しなくても、収入年額が貸与基準額以下となる場合は、無理に提出する必要はありません。

※ 領収書や銀行等発行の支払明細書、預金通帳の写しは不可です。

※ 住宅ローン等の支払いは対象外です。

⑫ 在学証明書（令和8年4月1日以降に発行されたもの）

和歌山県外の高等学校等（「県外協力校」を除く）に在学している場合提出してください。

※「県外協力校」とは奈良県立十津川高等学校、智辯学園高等学校、近畿大学工業高等専門学校を指します。

5頁の③「マイナンバーを確認できる書類」について

本人と生計を同一にする世帯全員（本人を含めた就学者及び乳幼児は除く）のマイナンバーを確認できる書類を提出することで、教育委員会がマイナンバーを使用して、その方々の収入・所得（前年・前々年分）を確認します。原則、マイナンバーを確認できる書類をご提出ください。

◎マイナンバーを確認できる書類（※1）を提出できる方

（※1）マイナンバーカード（写）、マイナンバー通知カード（写）、マイナンバーが記載された住民票のいずれか1つ

⇒ 「同意書 兼個人番号カード（写）等貼付台紙」を提出してください。
13～14頁に記入例がありますので、確認のうえ、作成してください。

また、収入がない方（「令和7年度末に高等学校等を卒業した方」を除く）については、下部の「【注意】収入がない方について」を必ず確認してください。
なお、「令和7年度末に高等学校等を卒業した方」については、※3を確認してください。

【注意】該当される場合は、以下の書類を併せてご提出ください。

DV・虐待等被害者に係る「不開示申出書」

…過去にDV・虐待等の被害を受けた又はDV・虐待等の被害を受けるおそれがあり避難されている方

«注意»

令和7年分 = 令和7年1月～令和7年12月の収入

令和7年度(令和6年分) = 令和6年1月～12月の収入

◎マイナンバーを確認できる書類を提出できない方

⇒ 以下ア・イ・ウの中で該当する書類（いずれも令和7年分。写し可）を提出してください。
なお、障害年金、遺族年金、児童扶養手当等の非課税の収入については、書類の提出は不要です。

ア 給与収入者：源泉徴収票

…中途就・退職欄に日付の記載がないもの。手書きの場合、支払者の押印が必要。

イ 給与収入者以外の方：確定申告書（写し）

…申告書等の提出事実・提出年月日が確認できるもの

ウ 老齢年金を受給している方：以下の書類のいずれかを提出してください。

・公的年金等の源泉徴収票

・確定申告書（写し） ※申告書等の提出事実・提出年月日が確認できるもの

※2 ア～ウの書類が提出できない方は、

以下エ・オのいずれかの書類（いずれも令和7年度（令和6年分の収入）分）を提出してください。

エ 市町村発行の所得（課税）証明書 …所得金額が数字で記載されているもの

オ 市町村発行の非課税証明書 …収入年額（0円等）の記載のあるもの

※3 令和7年度末に高等学校等を卒業したため、収入・所得を証明する書類の発行が困難な非就学者の方は高等学校等の卒業証明書（原本）を提出してください。

【注意】 収入がない方について

収入がないため確定申告や住民税の申告をしていない方がいる場合は、申告をした上で、上記書類（「マイナンバーを確認できる書類」、市町村発行の所得（課税）証明書、市町村発行の非課税証明書のいずれか）を提出してください。もし、お済みでないと収入額（0円等）に記載のない無効な証明書となり、申告の上、再提出していただくこととなります。

★書類記入に関する注意事項★

書類を記入する前に、記入時の注意事項をご確認ください。

また、9頁以降、各書類の記入例がありますのでそちらも参考にしてください。

なお、記入内容の不備等が確認された場合、書類を返却しますので、速やかに訂正等の上、再提出してください。

1 使用できるペン

…黒色または青色のボールペン、万年筆

※こすると消えるボールペン、鉛筆、シャープペンなど記入した文字を消せるペンは使用できません。

2 書類を記入する人

…申請者、連帯保証人、親権者

※それぞれがご自身で記入し、印鑑を押印する必要がある箇所があります。

記入例をよく読んで、どなたが記入すべき箇所かを必ず確認してください。

3 印鑑について

…実印または認印（スタンプ印は不可）

※書類の記入者がそれぞれ別々の印鑑を使用してください（同じ印鑑は使用不可）。

なお、使用できる印鑑は記入者一人につき一種類です。

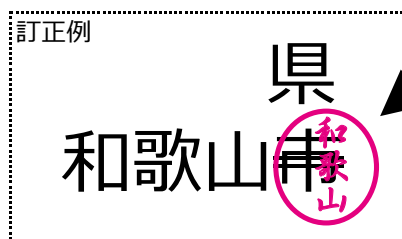
※印鑑は鮮明に押印してください。



4 書き間違えた場合

…二重線を引き、記入者の印鑑にて訂正印を押してから正しく再記入してください。

※修正液、修正テープ、砂消し等、書いた文字を消す行為は禁止



※書類に捺印した印鑑のみ訂正印として使用可能

（訂正印用の別の小型の印鑑は使用不可）

5 住所について

…各記入者が正しい住所を記入してください。

※同じ住所であっても、「同上」や「〃」のように省略しないでください。

6 記入時の注意事項

…9～14頁に各書類の記入例があります。記入前によく読んでから書類を作成してください。

～よくあるお問い合わせ～

貸与の要件について

- 1 貸与基準額はどのくらいですか？**

世帯状況（家族構成、住所地、世帯収入等）によって異なります。
ご自身の家庭の貸与基準額をお知りになりたい方は、15～18頁の基準額算定を参照してください。
- 2 年間収入額はどのように確認できますか？**

源泉徴収票、確定申告書、課税証明書（お住まいの役所で取得可能）などで確認できます。
各書類の確認が必要な年（度）は、6頁で確認してください。
- 3 同一生計の祖父母の収入や年金、働いている兄弟姉妹の収入は世帯年間収入額に含まれますか？**

はい。同一生計の家族全員（就学者・乳幼児は除く）の収入が世帯年間収入額となります。
また、老齢年金も世帯収入に含まれます。
なお、障害年金、遺族年金、児童扶養手当等の非課税収入は含まれません。
- 4 高校に通っている子のアルバイト代は年間収入額に含まれますか？**

いいえ。就学者の収入は含まれません。
そのため、就学者のマイナンバーを確認できる書類や課税の確認書類の提出は不要です。

書類について

- 5 自署と指定されている欄以外は、保護者が記入しても良いですか？**

はい。ただし、各記入者に自署を求めている氏名・住所等は必ず自署いただくようお願いします。
- 6 申請者と連帯保証人の印鑑の陰影が似ている場合、どうすれば良いですか？**

申請書の裏面の余白に、それぞれの方が別々の印鑑を押印している旨をご記入ください。
（例）申請者と連帯保証人は、それぞれ別の印鑑を押印しています。
- 7 申請書の同一生計の家族欄の書き方がわからない/家族が多く記入欄が足りません。**

家族欄は以下のとおりご記入ください。
「就学者を除く家族」欄：申請者を除く就学者以外全員（乳幼児含む）
「申請者を除く就学者」欄：小、中、高校、高专、短大、大学、大学院、特別支援学校、
専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方
また、記入欄が足りない場合は、申請書下部の余白へ記入してください。
- 8 住民票上では同一世帯であるが、別生計の家族がいる場合はどうすれば良いですか？**

申請書類の提出先の担当者へ世帯状況をお伝えください。
- 9 養子縁組しておらず、子の父または母ではない場合の続柄はどのように記入しますか？**

「父の妻」、「母の夫」と記入してください。
- 10 自宅外からの通学のためのアパート代や寮費は、住居の家賃の対象になりますか？**

いいえ。保護者等の住居が賃貸の場合のみ対象となります。
そのため、申請者本人の下宿代や申請者の兄弟の大学での下宿代は対象外となります。
- 11 賃貸契約書がない場合はどうすれば良いですか？**

管理会社や貸主等に連絡し、令和7年1～12月の家賃（共益費や駐車場代等を除く）の支払証明書を取得してください。なお、証明書を提出しなくても、収入年額が貸与基準額以下となる場合は、無理に提出する必要はありません。
- 12 同意書兼個人番号カード（写）等貼付台紙の作成方法が分かりません。**

添付書類については6頁、記入例については13～14頁を参照してください。
- 13 振込口座の通帳の写しとは何を提出すれば良いですか？**

金融機関名、支店名、預金種目、口座名義、口座番号を確認できるものを提出してください。通帳がない場合は、キャッシュカードの写しや口座情報が分かる画面を印刷したものを提出してください。
- 14 提出が必要な書類が揃っていないか不安です。**

提出書類チェック表により、書類の確認をお願いします。

その他

- 15 振込日はいつですか？/振込が確認できません。**

2頁を参照してください。なお、金融機関により振込の時間帯が異なりますので、振込日当日の16時を過ぎても振込が確認できない場合は、お手数ですが、生涯学習課までご連絡ください。
また、指定された口座情報については、2頁に控えておいていただきますようお願いいたします。
- 16 途中で貸与を辞退することは可能ですか？**

はい。辞退については3頁の☐を参照ください。
なお、一度辞退されると、貸与を再開することは出来ませんのでご注意ください。

※本ページは9～10ページ「貸与申請書の書き方(記入例)」と連動しています。

所得の種類	収入年額計算表	備考 ⑧ 収入年額計算表に基づき計算した後の金額が、確定申告書に記載の収入金額を上回った場合、確定申告書に記載の収入金額を収入年額として申請書にご記入ください。
営業等	用いる	営業等所得の所得金額を収入年額に換算してください。
農業	用いる	農業所得の所得金額を収入年額に換算してください。
不動産	用いる	不動産所得の所得金額を収入年額に換算してください。
利子	用いない	利子所得の収入金額をそのまま申請書にご記入ください。
配当	(備考参照)	○必要経費がある場合（収入金額が所得金額より大きい場合） →所得金額を収入金額に換算してください。 ○必要経費がない場合（収入金額と所得金額が同じ場合） →収入金額をそのまま申請書にご記入ください。
雑所得のうち「公的年金等」	用いない	公的年金等の収入年額をそのまま申請書にご記入ください。
雑所得のうち「業務」	用いる	業務所得の所得金額を収入年額に換算してください。
雑所得のうち「その他」	(備考参照)	○「その他」の所得金額が収入金額より小さい場合 →収入年額計算表を用いて、「その他」の所得金額を収入年額に換算してください。 ○「その他」の所得金額と収入金額が同じ場合 →収入年額計算表は用いず、「その他」の収入金額をそのまま申請書にご記入ください。
総合譲渡(短期・長期)	用いる	総合譲渡(短期・長期)所得の所得金額を収入年額に換算してください。
一時	用いる	一時所得の所得金額を収入年額に換算してください。

【確認書(記入例)】

別記第2号様式 (第5条関係) 提出用

奨学金 確認書

和歌山県教育委員会教育長 様

私が和歌山県奨学奨励金の奨学金の貸与を受けるに当たり、私及び連帯保証人は、以下に記載の貸与内容を確認し同意の上、裏面記載事項並びに和歌山県奨学奨励金貸与条例及び関係規程を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

貸与月額 円

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 年 月分から

貸与の終期 在学する学校の標準修業年限の終期までとします。(家計急変者については、貸与の始期の属する年度末(3月)までとします。ただし、奨学金の継続貸与が認められた場合は翌年度末(3月)までとします。)なお、それ以前に貸与を終了した場合はその期日までとします。

貸与金額 奨学金貸与終了の時期に貸与金額の総額が確定します。

本人	ふりがな	しゅうがく きいすけ	生年月日	平成〇年〇月〇日生
氏名	修学 きい介	印	印	
	〒640-8585	固定電話 (073) 441-3728	携帯電話 (080) 1234-XXXX	
現住所	和歌山市小松原通1-1			
学校名	和歌山県立 紀州高等学校 分校 専攻科 普通科			

連帯保証人	ふりがな	しゅうがく きいたろう	生年月日	昭和〇年〇月〇日生	本人との続柄	父
氏名	修学 きい太郎	印	印			
	〒640-8585	固定電話 (073) 441-3728	携帯電話 (090) 5678-XXXX			
現住所	和歌山市小松原通1-1					

本人が未成年者(18歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏名	修学 きい太郎	生年月日	昭和〇年〇月〇日生	電話番号	(090) 5678-XXXX
	現住所	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1				
氏名	修学 きい子	印	印			
	〒640-8585	固定電話 (073) 441-3728	電話番号	(073) 441-3728		
現住所	和歌山市小松原通1-1					

後見人	氏名		生年月日		電話番号	() - ()
	現住所	〒 - ()				

貸与申請書・確約書と同じ日を記入してください。

該当する奨学金貸与月額を記入してください。

	国公立	私立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

- ・各自自署・押印(スタンプ印不可)してください。
 - ・同一筆跡・同一の印鑑は不可です。
 - ・本人、連帯保証人及び親権者の印鑑は貸与申請書に押印したものと同一印鑑を押印してください。
 - ・連帯保証人は貸与申請書に記入した方と同一人物となります。
-
- ・本人が未成年者である場合に記入してください。
 - ・親権者が連帯保証人の場合も記入が必要ですので、両親(いずれかがいないときは1人)がそれぞれ自署・押印(スタンプ印不可)してください。
 - ・後見人がある場合は、後見人が自署・押印(スタンプ印不可)してください。

【口座登録申出書(記入例)】

口座登録申出書

住所

登録申出者

氏名

A ゆうちょ銀行以外の口座の方	金融機関名	銀行	店名	支店					
	普通預金、当座預金の口座番号⇒右つめ								
	1	2	3	4	5	6	預金種目	1. 普通	2. 当座
	(いずれかに○をしてください。)								
口座名義人(カナ) シュウカ・ク キイスケ									

B ゆうちょ銀行の口座の方	通常貯金の通帳記号	※通帳記号が0から始まる口座は登録できません。									
	1	2	3	4	5	通常貯蓄預金の口座も登録できません。					
	通常貯金の通帳番号 ⇒右つめ										
1						2	3	4	5	6	7
口座名義人(カナ) シュウカ・ク キイスケ											

「A ゆうちょ銀行以外の口座の方」を選択する場合は、下記の和歌山県の歳入取扱金融機関から選び、支店まで記入してください。

- | | |
|----------|---------------------|
| 紀陽銀行 | 和歌山県信用農業協同組合連合会(JA) |
| 新宮信用金庫 | きのくに信用金庫 |
| 南都銀行 | みずほ銀行 |
| 池田泉州銀行 | 三井住友銀行 |
| 百五銀行 | 三菱UFJ銀行 |
| 三十三銀行 | りそな銀行 |
| 関西みらい銀行 | ミレ信用組合 |
| 近畿労働金庫 | 和歌山県医師信用組合 |
| 近畿産業信用組合 | なごさ信用漁業協同組合連合会 |

口座はAまたはBのいずれかを記入してください。申請者本人名義の口座に限り。姓と名の間はマス空けて記入してください。

【同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙】(表面)

この書類は、マイナンバーで収入を確認することについて同意をするものです。

同意者とは、申請書の「就学者を除く家族」に記入した家族のうち、乳幼児以外の全員です（申請者本人や就学者は含みません）。

※世帯の収入状況を確認しますので、収入がない方も申告（6頁下部参照）をしていることを確認した上で、同意者として記入をお願いします。

(表面)

令和〇年 〇月〇〇日

和歌山県教育委員会教育長 様

令和8年4月15日～5月21日の日付を記入してください。

同意書 兼 個人番号カード (写) 等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期間の延長の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

記入漏れ注意

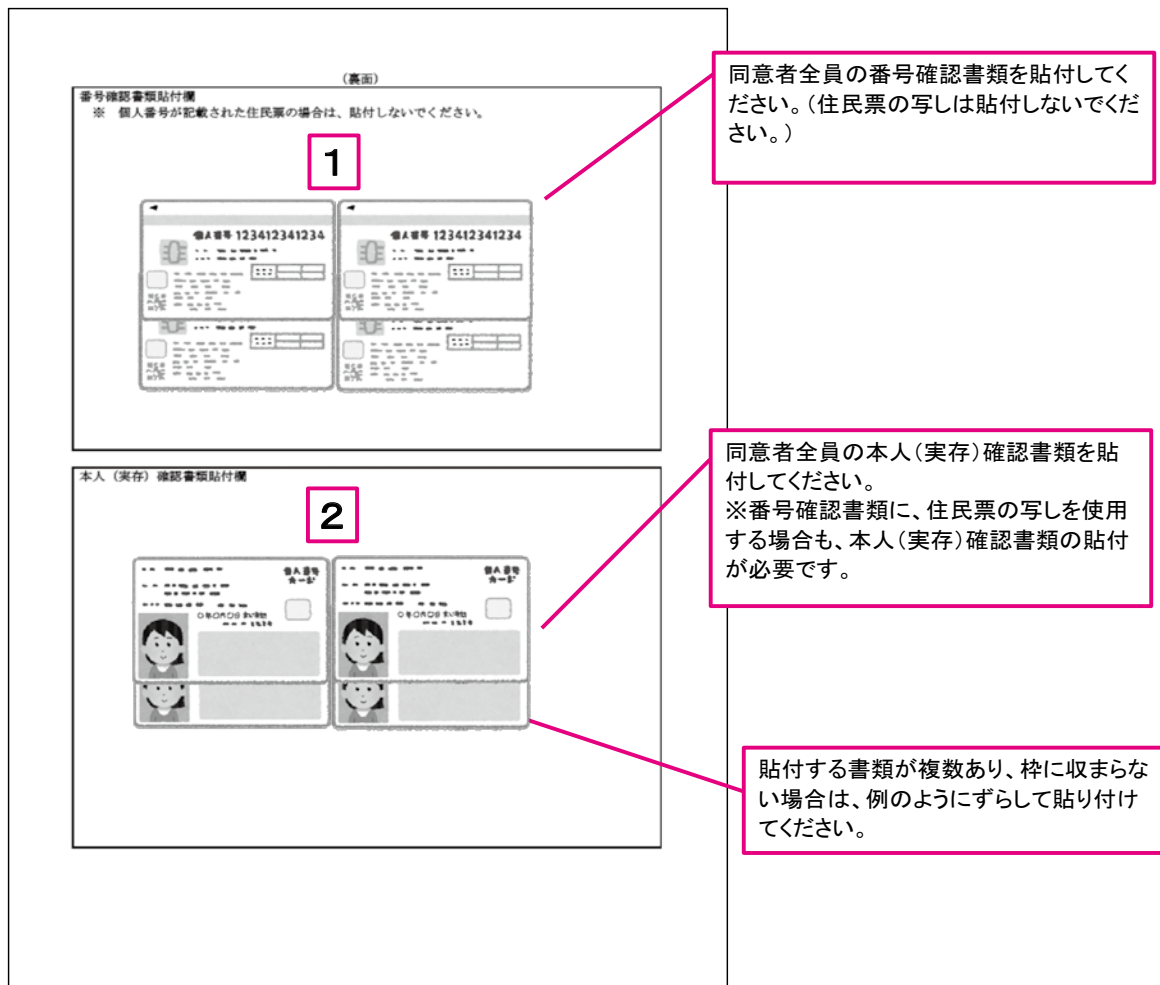
書き間違えた場合は、二重線を引いた上に記入者の印鑑を押印し、余白に正しい内容を再記入してください。

申請者氏名	修学 きい介 (学校名: 紀州高等学校)	
同意者	申請者との続柄	父 生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	ふりがな	しゅうがく きいたろう
	氏名	修学 きい太郎
	個人番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2
	住所	和歌山県小松原通1-1
同意者	申請者との続柄	母 生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	ふりがな	しゅうがく きいこ
	氏名	修学 きい子
	個人番号	5 6 7 8 - 9 0 1 2 - 3 4 5 6
	住所	和歌山県小松原通1-1
同意者	申請者との続柄	姉 生年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
	ふりがな	しゅうがく きいな
	氏名	修学 きい奈 3 5 4 6 7 7 0 0
	個人番号	9 0 1 2 - 3 4 5 6 7 8 9 0
	住所	和歌山県小松原通1-1
同意者	申請者との続柄	祖父 生年月日 昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日
	ふりがな	しゅうがく きいべえ
	氏名	修学 きい兵衛
	個人番号	3 4 5 6 - 7 8 9 0 - 1 2 3 4

～記入前の確認事項～

- 同意者それぞれが自署してください。
(氏名以外の住所等も自分で記入してください。)
- 各同意者が同じ住所であっても記入してください。
「同上」「〃」等は不可です。
- 住所は令和8年1月1日時点の住所を記入してください。
(令和8年1月1日以降引っ越ししている場合はご注意ください。)

【同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙】(裏面)



マイナンバーを提出する際の確認書類は以下のとおりです。

以下の例に記載されていない書類で確認書類として使用したい場合は生涯学習課へお問い合わせください。

<p>1 番号確認書類</p> <p>以下の書類から1点提出してください。</p>	<p>2 本人(実存)確認書類</p> <p>以下の書類から1点提出してください。※3</p>
<p>マイナンバーカード(裏面) 住民票の写し(個人番号記載あり)※1 通知カード※2</p>	<p>マイナンバーカード(表面) 運転免許証 運転経歴証明書※4 パスポート 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書</p>

※1 番号確認書類として住民票の写し(個人番号記載あり)を提出する場合は、同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙に貼り付けずそのまま提出してください。

※2 通知カードは記載されている内容(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等)が住民票と相違ない場合に限り使用できます。

※3 本人(実存)確認書類について、例の書類を提出できない場合は、以下の書類を2点提出することで代わりとすることができます。

○公的医療保険の被保険者証、資格確認書

○年金手帳

○特別児童扶養手当証書

○児童扶養手当証書

※4 運転経歴証明書を使用する場合は、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。

参考：貸与基準額算定に用いる表（算定例・算定用計算用紙の①～⑩に対応）

※ **①** は、17ページの基準額算定例で使用した箇所です。

添付した計算用紙で計算する場合は、申請者世帯に該当するものを選んで記入してください。

① 世帯主の居住する市町村名・該当級地

※世帯主の居住する市町村が次のどの級地になるかを確認し、**②④⑦⑨**でも該当する級地の数値を選択・記入してください。

世帯主の居住する市町村	級地
和歌山市	2級地-1
海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 紀美野町 高野町 湯浅町 美浜町 白浜町 那智勝浦町 太地町 串本町	3級地-1
上記（2級地-1、3級地-1）以外の市町村	3級地-2

② 生活費（第1類）

年齢に対応する基準額（単位：円）

【2級地-1】		【3級地-1】		【3級地-2】	
年齢	基準額	年齢	基準額	年齢	基準額
0～2	24,100	0～2	22,490	0～2	21,550
3～5	27,090	3～5	25,290	3～5	24,220
6～11	31,090	6～11	29,010	6～11	27,790
12～19	35,410	12～19	33,040	12～19	31,650
20～40	34,740	20～40	32,420	20～40	31,060
41～59	35,570	41～59	33,210	41～59	31,810
60～69	35,230	60～69	32,890	60～69	31,510
70歳以上	30,580	70歳以上	28,540	70歳以上	27,340

※年齢は申請時現在のものを選んでください。

③ 逓減率(世帯員数に応じた率)

世帯員数	率
1人	1.0000
2人	0.8850
3人	0.8350
4人	0.7675
5人	0.7140
6人	0.7010
7人	0.6865
8人	0.6745
9人以上	0.6645

④ 生活費（第2類）

世帯員数に対応する基準額（単位：円）

【2級地-1】										
世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	36,880	45,360	53,480	55,690	59,370	62,700	65,280	67,850	70,440	+2580

【3級地-1】										
世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	34,420	42,340	49,920	51,970	55,420	58,520	60,930	63,330	65,740	+2410

【3級地-2】										
世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	32,970	40,550	47,810	49,780	53,090	56,050	58,350	60,670	62,970	+2300

⑤ 冬季加算額

【全級地共通】

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620	4,910	5,120	5,280	5,450	+170

⑥教育扶助費（全級地共通）

子1人につき月額（単位：円）

学校別	基準額
小学校	2,880
中学校	5,040

※申請者本人は教育扶助費の対象外となります。

⑦住宅費

借家に居住している場合の基準額（単位：円）

【2級地-1】 【3級地-1】 【3級地-2】

区分	基準額	区分	基準額
単身	34,000	単身	32,000
2人	41,000	2人	38,000
3～5人	44,000	3～5人	42,000
6人	48,000	6人	45,000
7人以上	53,000	7人以上	50,000

※（例）2級地-1で世帯員数6人、家賃75,000円の場合は1月あたりの家賃は上記基準額の48,000円となります。

（家賃が上記基準額以下の場合は家賃額が基準額となります。）

※また、入居月数が1年以上の場合は12月で計算し、1年に満たない場合はその月数で計算してください。

⑨その他の加算額

（単位：円）

【2級地-1】 【加算額（月額）】

		在宅	入院入所
障害	1,2級、A1,A2	24,470	21,890
	3級、B1	16,310	14,590
母子 又は 父子	子1人	21,200	18,990
	子2人	22,890	20,520
	子3人目から	+850	+750

【3級地-1】 【3級地-2】 【加算額（月額）】

		在宅	入院入所
障害	1,2級、A1,A2	22,630	21,890
	3級、B1	15,090	14,590
母子 又は 父子	子1人	19,620	18,990
	子2人	21,200	20,520
	子3人目から	+780	+750

【2級地-1】 【3級地-1】 【3級地-2】 【加算額（年額）】

多子	子3人目から1人につき	+250,000
----	-------------	----------

※母子（父子）加算及び多子加算は、16歳以上は「就学者」が対象となります。

※障害をもつ方が申請者の養育者の場合、障害加算と母子（父子）加算を同時にはできません。この場合は金額の高い方のみ記入してください。

⑧基礎控除額表（月額）

それぞれの収入年額を12で割り、1月当たりの金額を算出し、右の表の収入金額別区分に当てはめて該当する金額を選び、⑧基礎控除欄に記入してください。最も収入の多い人が「1人目」で、残りの人は「2人目以降」となります。なお、年金受給者の基礎控除はありません。

※記入例（本要項13ページのモデル世帯の場合）

父・・・4,925,000円÷12月＝410,416.666・・・円 → 表の407,000～410,999円の区分なので、1人目の金額54,400円を選びます。

母・・・500,000円÷12月＝41,666.666・・・円 → 表の39,000～42,999円の区分なので、2人目以降の金額15,000円を選びます。

姉・・・700,000円÷12月＝58,333.333・・・円 → 表の55,000～58,999円の区分なので、2人目以降の金額16,320円を選びます。

祖父・・・年金受給者のため基礎控除はありません。

よって、54,400円＋15,000円＋16,320円＝85,720円（13ページ⑧基礎控除欄の額）となります。

（※）収入金額が491,000円以上の場合、収入金額が4,000円増加するごとに、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算します。

収入金額別区分		1人目	2人目以降	収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
0	15,000	0～15,000	0～15,000	251,000	254,999	38,800	32,980
15,001	15,199	15,001～15,199	15,000	255,000	258,999	39,200	33,320
15,200	18,999	15,200	15,000	259,000	262,999	39,600	33,660
19,000	22,999	15,600	15,000	263,000	266,999	40,000	34,000
23,000	26,999	16,000	15,000	267,000	270,999	40,400	34,340
27,000	30,999	16,400	15,000	271,000	274,999	40,800	34,680
31,000	34,999	16,800	15,000	275,000	278,999	41,200	35,020
35,000	38,999	17,200	15,000	279,000	282,999	41,600	35,360
39,000	42,999	17,600	15,000	283,000	286,999	42,000	35,700
43,000	46,999	18,000	15,300	287,000	290,999	42,400	36,040
47,000	50,999	18,400	15,640	291,000	294,999	42,800	36,380
51,000	54,999	18,800	15,980	295,000	298,999	43,200	36,720
55,000	58,999	19,200	16,320	299,000	302,999	43,600	37,060
59,000	62,999	19,600	16,660	303,000	306,999	44,000	37,400
63,000	66,999	20,000	17,000	307,000	310,999	44,400	37,740
67,000	70,999	20,400	17,340	311,000	314,999	44,800	38,080
71,000	74,999	20,800	17,680	315,000	318,999	45,200	38,420
75,000	78,999	21,200	18,020	319,000	322,999	45,600	38,760
79,000	82,999	21,600	18,360	323,000	326,999	46,000	39,100
83,000	86,999	22,000	18,700	327,000	330,999	46,400	39,440
87,000	90,999	22,400	19,040	331,000	334,999	46,800	39,780
91,000	94,999	22,800	19,380	335,000	338,999	47,200	40,120
95,000	98,999	23,200	19,720	339,000	342,999	47,600	40,460
99,000	102,999	23,600	20,060	343,000	346,999	48,000	40,800
103,000	106,999	24,000	20,400	347,000	350,999	48,400	41,140
107,000	110,999	24,400	20,740	351,000	354,999	48,800	41,480
111,000	114,999	24,800	21,080	355,000	358,999	49,200	41,820
115,000	118,999	25,200	21,420	359,000	362,999	49,600	42,160
119,000	122,999	25,600	21,760	363,000	366,999	50,000	42,500
123,000	126,999	26,000	22,100	367,000	370,999	50,400	42,840
127,000	130,999	26,400	22,440	371,000	374,999	50,800	43,180
131,000	134,999	26,800	22,780	375,000	378,999	51,200	43,520
135,000	138,999	27,200	23,120	379,000	382,999	51,600	43,860
139,000	142,999	27,600	23,460	383,000	386,999	52,000	44,200
143,000	146,999	28,000	23,800	387,000	390,999	52,400	44,540
147,000	150,999	28,400	24,140	391,000	394,999	52,800	44,880
151,000	154,999	28,800	24,480	395,000	398,999	53,200	45,220
155,000	158,999	29,200	24,820	399,000	402,999	53,600	45,560
159,000	162,999	29,600	25,160	403,000	406,999	54,000	45,900
163,000	166,999	30,000	25,500	407,000	410,999	54,400	46,240
167,000	170,999	30,400	25,840	411,000	414,999	54,800	46,580
171,000	174,999	30,800	26,180	415,000	418,999	55,200	46,920
175,000	178,999	31,200	26,520	419,000	422,999	55,600	47,260
179,000	182,999	31,600	26,860	423,000	426,999	56,000	47,600
183,000	186,999	32,000	27,200	427,000	430,999	56,400	47,940
187,000	190,999	32,400	27,540	431,000	434,999	56,800	48,280
191,000	194,999	32,800	27,880	435,000	438,999	57,200	48,620
195,000	198,999	33,200	28,220	439,000	442,999	57,600	48,960
199,000	202,999	33,600	28,560	443,000	446,999	58,000	49,300
203,000	206,999	34,000	28,900	447,000	450,999	58,400	49,640
207,000	210,999	34,400	29,240	451,000	454,999	58,800	49,980
211,000	214,999	34,800	29,580	455,000	458,999	59,200	50,320
215,000	218,999	35,200	29,920	459,000	462,999	59,600	50,660
219,000	222,999	35,600	30,260	463,000	466,999	60,000	51,000
223,000	226,999	36,000	30,600	467,000	470,999	60,400	51,340
227,000	230,999	36,400	30,940	471,000	474,999	60,800	51,680
231,000	234,999	36,800	31,280	475,000	478,999	61,200	52,020
235,000	238,999	37,200	31,620	479,000	482,999	61,600	52,360
239,000	242,999	37,600	31,960	483,000	486,999	62,000	52,700
243,000	246,999	38,000	32,300	487,000	490,999	62,400	53,040
247,000	250,999	38,400	32,640	491,000	～	(※)	(※)



参考：修学奨励金貸与基準額算定用計算用紙（①～⑩の順に記入・計算）

※ は15～16ページの各表で選択したものを示しています。

◆モデル世帯： 本人(15歳)、父(43歳)、母(40歳)、姉(20歳)、弟(13歳)、祖父(75歳・障害あり)、賃貸75,000円/月
 ◆年 収： 父 4,925,000円 母 500,000円 姉 700,000円 祖父 600,000円

① 世帯主の居住する市町村名 和歌山市 該当級地 2級地-1

②生活費(第1類)

続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
本人	15	35,410 円	弟	13	35,410 円			円
父	43	35,570 円	祖父	75	30,580 円			円
母	40	34,740 円			円			円
姉	20	34,740 円			円			円
基準額の合計								206,450 円

生活費(第1類)の合計 = 基準額の合計 206,450 × ③逓減率 0.7010 = 144,721.45

生活費の総計 = 生活費(第1類)の合計 144,721.45 + ④生活費(第2類)の基準額 62,700
 = 207,421.45 → 1円未満を切り捨て、10円未満の端数を10円に切り上げてください。 → 207,430 × 12(月)
 = 2,489,160 (←こちらの数値を(A)とします。)

⑤冬季加算

冬季加算額	4,910 円 ×	5月 = 24,550 円…(B)
-------	--	---

⑥教育扶助費

小学校	円 × 人 × 12月 =	円
中学校	5,040 円 × 1人 × 12月 =	60,480 円
教育扶助費計		60,480 円…(C)

⑦住宅費

家賃・間代	48,000 円 ×	12月 = 576,000 円…(D)
-------	---	---

⑧基礎控除

基礎控除額	85,720 円 ×	12月 = 1,028,640 円…(E)
-------	---	---

⑨その他の加算

母子(父子)加算	円 ×	12月 =	円
障害者加算	24,470 円 ×	12月 =	293,640 円
多子加算	円 × 人 ×	1年 =	円
その他の加算計			293,640 円…(F)

⑩合算 (これまで算出してきました(A)～(F)の数値を合算してください。)

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) = 4,472,470 ……(G)

➡ (G) 4,472,470 × 2 = 8,944,940 ……貸与基準額

➡ 上記の貸与基準額が、世帯員全員の収入年額(貸与申請書おもて面のA+Bの数値) 6,725,000

以上である場合、貸与基準を満たしていることになります。



参考：修学奨励金貸与基準額算定用計算用紙（①～⑩の順に記入・計算）

- ※ この用紙を作成・提出する必要はありません。申請者世帯が貸与基準を満たしているかの確認用に利用してください。
- ※ この用紙に記入する場合は本要項17ページの算定例を参考に、15～16ページの各表で申請者世帯にあてはまる数値を選択の上記入・計算してください。

① 世帯主の居住する市町村名 該当級地

②生活費(第1類)

続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
		円			円			円
		円			円			円
		円			円			円
		円			円	基準額の合計		円

生活費（第1類）の合計 = 基準額の合計 × ③逓減率 =

生活費の総計 = 生活費（第1類）の合計 + ④生活費（第2類）の基準額
 = → 1円未満を切り捨て、10円未満の端数を10円に切り上げてください。 → × 12（月）
 = (←これらの数値を (A) とします。)

⑤冬季加算

冬季加算額	円 ×	5月 =	円… (B)
-------	-----	------	--------

⑥教育扶助費

小学校	円 ×	人 ×	12月 =	円
中学校	円 ×	人 ×	12月 =	円
教育扶助費計				円… (C)

⑦住宅費

家賃・間代	円 ×	月 =	円… (D)
-------	-----	-----	--------

⑧基礎控除

基礎控除額	円 ×	12月 =	円… (E)
-------	-----	-------	--------

⑨その他の加算

母子(父子)加算	円 ×	12月 =	円	
障害者加算	円 ×	12月 =	円	
多子加算	円 ×	人 ×	1年 =	円
その他の加算計				円… (F)

⑩合算（これまで算出してきました (A) ～ (F) の数値を合算してください。）

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) = … (G)

➡ (G) × 2 = … 貸与基準額

➡ 上記の貸与基準額が、世帯員全員の収入年額（貸与申請書おもて面のA+Bの数値）

以上である場合、貸与基準を満たしていることになります。

問い合わせ

ご不明な点は、各高等学校等または和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班までお問い合わせください。

学 校 名	TEL	学 校 名	TEL
県立 (全日制)		県立 (通信制)	
橋本高等学校	0736-32-0049	伊都中央高等学校	0736-42-2056
紀北工業高等学校	0736-32-1240	きのくに青雲高等学校	073-422-8402
紀北農芸高等学校	0736-22-1500	南紀高等学校	0739-22-3776
笠田高等学校	0736-22-1029	新宮高等学校	0735-22-8101
粉河高等学校	0736-73-3411		
那賀高等学校	0736-62-2117	県立 (特別支援学校)	
貴志川高等学校	0736-64-2500	きのかわ支援学校	0736-42-0415
和歌山北高等学校 (西校舎)	073-453-1281	和歌山盲学校	073-461-0322
和歌山北高等学校 (北校舎)	073-455-3528	和歌山ろう学校	073-424-3276
和歌山高等学校	073-477-3933	紀北支援学校	073-479-1356
向陽高等学校	073-471-0621	紀伊コスモス支援学校	073-461-6500
桐蔭高等学校	073-436-1366	和歌山さくら支援学校	073-453-0303
和歌山東高等学校	073-472-5620	たちばな支援学校	0737-62-3599
星林高等学校	073-444-4181	みはま支援学校	0738-23-2379
和歌山工業高等学校	073-444-0158	南紀はまゆう支援学校	0739-47-2118
和歌山商業高等学校	073-424-2446	みくまの支援学校	0735-31-6101
海南高等学校	073-482-3363		
海南高等学校 (大成校舎)	073-489-2069	市立・国立 (カッコなしは全日制)	
海南高等学校 (美里分校)	073-499-0034	和歌山市立和歌山高等学校	073-461-3690
箕島高等学校	0737-83-2155	和歌山市立和歌山高等学校 (定時制)	073-461-3691
有田中央高等学校	0737-52-4340	和歌山大学教育学部附属特別支援学校	073-444-1080
有田中央高等学校 (清水分校)	0737-25-0055		
耐久高等学校	0737-62-4148	私立	
日高等学校	0738-22-3151	和歌山信愛高等学校	073-424-1141
日高等学校 (中津分校)	0738-54-0226	智辯学園和歌山高等学校	073-479-2811
紀央館高等学校	0738-22-4011	近畿大学附属和歌山高等学校	073-452-1161
南部高等学校	0739-72-2056	開智高等学校	073-461-8080
南部高等学校 (龍神分校)	0739-78-0155	初芝橋本高等学校	0736-37-5600
田辺高等学校	0739-22-1880	高野山高等学校	0736-56-2204
田辺工業高等学校	0739-22-3983	近畿大学附属新宮高等学校	0735-22-2005
神島高等学校	0739-22-2550	慶風高等学校	073-498-0100
熊野高等学校	0739-47-1004	りら創造芸術高等学校	073-497-9111
串本古座高等学校	0735-62-0004	和歌山南陵高等学校	0738-53-0316
新宮高等学校	0735-22-8101		
// (新翔校舎) ((旧)新翔高等学校)	0735-31-7087	国立高等専門学校 (全日制)	
		和歌山工業高等専門学校	0738-29-2301
県立 (定時制)		私立専修学校 (高等課程)	
伊都中央高等学校	0736-42-2056	きのくに国際高等専修学校	0736-33-3370
きのくに青雲高等学校	073-422-5660		
和歌山工業高等学校	073-444-2472	県外協力校 (全日制)	
耐久高等学校	0737-65-0050	奈良県立十津川高等学校	0746-64-0241
日高等学校	0738-24-0717	私立智辯学園高等学校	0747-22-3191
南紀高等学校	0739-22-3776	私立近畿大学工業高等専門学校	0595-41-0111
新宮高等学校	0735-22-8106		

和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1

TEL (073) 441-3663 または (073) 441-3728

FAX (073) 441-3724

和歌山県修学奨学金

検索

